

介護保険料の改定について

横須賀市では、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を基本目標として『横須賀市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））』を策定しました。

計画期間中の3年間の保険給付費・地域支援事業費・保健福祉事業費を合わせた介護保険事業費を基に、介護保険料を改定しました。

1 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出方法

○介護保険料は、3年間の介護保険事業費を賄えるように算定しています。

○第9期においては介護保険事業費約24%を賄えるよう、第1号被保険者の保険料を定めました。

$$\begin{array}{l} \text{基準額} \\ \text{(年額)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{R6～R8年度の介護保険事業費のうち第1号} \\ \text{被保険者の負担額 (273 億円)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定収納率} \\ \text{(98.5\%)} \end{array}}{\text{R6～R8年度の第1号被保険者数見込 (37.9 万人)}} \div 73,200 \text{ 円}$$

$$\text{基準額 (月額)} = 73,200 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 6,100 \text{ 円}$$

※内訳

・居宅給付費、施設等給付費、介護予防・日常生活支援総合事業	1,257 億円 × 24% =	302 億円
・包括的支援事業等事業費	19 億円 × 23% =	4 億円
・特別給付費、保健福祉事業費	4 億円 × 100% =	4 億円
・保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金	=	-2 億円
・介護給付費準備基金の取崩し額	=	-35 億円

合計 1,280 億円 273 億円

○個別の保険料については、別紙「令和6年度介護保険料のお知らせ」をご覧ください。

2 介護保険料段階設定

○国基準の料率変更及び所得段階数の増があったことに伴い、本市料率及び所得段階数についても下記のとおり変更しました。

第8期（令和3～5年度）		第9期（令和6～8年度）	
所得段階	料率	所得段階	料率
1	0.5 (0.3)	1	0.455 (0.285)
2	0.5 (0.3)		
3	0.7 (0.45)		
4	0.75 (0.7)		
13	1.8	12	1.9
		13	2.1
14	1.9	14	2.3
		15	2.4
15	2	16	2.5
16	2.1	17	2.6
17	2.2	18	2.8

※料率の（ ）内は公費負担による軽減後の料率です。

3 要介護・要支援認定者数と介護保険事業費の推計

	第8期計画 (R3年度～5年度)		第9期計画 (R6年度～8年度)
要介護・要支援 認定者等人数	R5年度推計 25,235人	⇒ 約8.6%増	R8年度推計 27,397人
介護保険事業費	3年間の計画額 約1,194億円	⇒ 約7.2%増	3年間の計画額 約1,280億円

4 介護保険事業費の見込額と財源の負担割合

○第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険事業費の見込額
127,965百万円

施設サービス	居宅サービス	地域密着型 サービス	その他 保険給付	地域支援 事業	保健福祉 事業
47,659百万円	52,216百万円	16,975百万円	6,148百万円	4,691百万円	275百万円

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しません。

○第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険事業費の財源の負担割合

第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料 約 24%	第 2 号被保険者 (40 歳～64 歳) の保険料 27%	国庫負担金		県負担金	市負担金 12.5%
		(居宅給付費)			
		約 24%		12.5%	
		国庫負担金		県負担金	
		(施設等給付費)			
		約 19%		17.5%	

※保険給付費に対する国と県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費では異なります。

○第1号被保険者の負担割合は、国庫負担金の負担割合に連動して決定されます。

介護保険料改定に関するQ&A

Q1：介護保険料はどうして値上がりするの？

A1：介護保険が必要な要介護・要支援認定者の増加により、
介護保険事業費の増加が見込まれるためです。

Q2：介護保険料は住んでいる所によって違うの？

A2：介護保険料は保険者である市区町村ごとに決めるため、額は違ってきます。